

資料

旧 第13条 本会議における一般質問(市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。)に対して、市長等は誠実に答弁するものとする。

2 一般質問は一問一答の方式で行うことができる。

3 市長等は(一問一答の方式で行う)一般質問に対し、議長の許可を得て反問
趣旨確認
することができる。